

議案第62号

杉並区松ノ木運動場外5施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区松ノ木運動場外5施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区松ノ木運動場
- (2) 杉並区永福体育館
- (3) 杉並区下高井戸運動場
- (4) 杉並区立下高井戸区民集会所
- (5) 杉並区立下高井戸おおぞら公園
- (6) 杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

杉並スポーツ・カルチャー共同事業体
中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

- (1) 杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、杉並区下高井戸運動場、杉並区
立下高井戸区民集会所
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- (2) 杉並区立下高井戸おおぞら公園、杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツ
コート
令和8年10月1日から令和14年3月31日まで

(提案理由)

杉並区松ノ木運動場外5施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものである。